

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>（失格）</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は失格とし、当該事項に係る再度入札に参加することができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1回の入札において、入札書若しくは工事費内訳書のみを提出した入札又は工事費内訳書に内訳の記載がない入札</p> <p>（再度入札）</p> <p>第13条 開札の結果、落札予定者がいないときは、入札に参加した者（前2条の規定により無効及び失格となった者を除く。）に対し電子入札システムにより、再度入札の日時を通知し、再度入札を行うものとする。この場合において、工事費内訳書の提出は、省略することができるものとする。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 予定価格の事前公表 一関市営建設工事に係る予定価格の事前公表に関する試行要綱（令和7年2月28日告示第40号）により予定価格を事前公表することをいう。</u></p> <p>（失格）</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は失格とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 予定価格の事前公表をしている入札において、予定価格を超過した入札</u></p> <p><u>(3) 第1回の入札において、入札書若しくは工事費内訳書のみを提出した入札又は工事費内訳書に内訳の記載がない入札</u></p> <p><u>2 前項第1号又は第3号に該当する者は、当該入札に係る再度入札に参加することができない。</u></p> <p>（再度入札）</p> <p>第13条 開札の結果、落札予定者がいないときは、入札に参加した者（前2条の規定により無効及び失格となった者を除く。）に対し電子入札システムにより、再度入札の日時を通知し、再度入札を行うものとする。この場合において、工事費内訳書の提出は、省略することができるものとする。<u>ただし、予定価格の事前公表をしている場合において、1回目の入札におい</u></p>

2 (略)

様式第1号 制限付一般競争入札公告(電子入札)

1 工事概要 (略)

2 最低制限価格 (略)

3 入札保証金 (略)

4 契約保証金 10分の1

5 入札参加資格 (略)

6 設計図書の見直し及びデータ提供 (略)

7 入札参加申請 (略)

8 設計図書等に対する質問及び回答 (略)

9 入札及び開札

(1)~(5) (略)

(6) その他 「制限付一般競争入札心得(電子入札) 6」に該当し、紙入札を行う場合は、次の様式を使用すること。

ア 様式第3号(紙入札用)入札書

イ 様式第10号(紙入札用)委任状 ※代理人の場合に限る

ウ 工事費内訳書(様式第4号)

※ アからウの提出期間は、9の(1)に記載した期間と同様であること(郵送可、必着)

10 落札者

2

て落札予定者がいない場合は、入札を打ち切る旨を宣言して入札を終了するものとする。

2 (略)

附 則 (略)

附 則

この要領は、令和7年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。

様式第1号 制限付一般競争入札公告(電子入札)

1 工事概要 (略)

2 予定価格 ●●, ●●●, 000円(消費税及び地方消費税を除く)

または 落札者と契約締結後に公表

3 最低制限価格 (略)

4 入札保証金 (略)

5 契約保証金 100分の10

6 入札参加資格 (略)

7 設計図書の見直し及びデータ提供 (略)

8 入札参加申請 (略)

9 設計図書等に対する質問及び回答 (略)

10 入札及び開札

(1)~(5) (略)

(6) その他 「制限付一般競争入札心得(電子入札) 6」に該当し、紙入札を行う場合は、次の様式を使用すること。

ア 様式第3号(紙入札用)入札書

イ 様式第10号(紙入札用)委任状 ※代理人の場合に限る

ウ 工事費内訳書(様式第4号)

※ アからウの提出期間は、10の(1)に記載した期間と同様であること(郵送可、必着)

11 落札者

- (1) (略)
- (2) 落札の決定 上記(1)に掲げた書類を審査し、5に掲げる入札参加資格を満たしている者を落札者とする。なお、いずれかの入札参加資格を満たしていない場合、落札予定者が前号に掲げる書類を提出期限内に提出しない場合又は落札予定者が入札参加資格確認のために市長が行う指示に従わない場合は、当該落札予定者のした入札を無効とし、次順位の者を落札予定者とし、同様の審査を行うこととする。

(3) (略)

11 その他

- (1) (略)
- (2) 入札参加希望者は、7(2)に掲げる書類のほか、5の入札参加資格の確認のために市長が行う指示に従うこと。
- (3) (略)
- (4) 入札参加希望者が5の入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、入札参加資格を認めないことがある。
- (5) _____
_____10(2)により、落札予定者の入札を無効にした場合、又は入札において、重大な瑕疵があった場合には、市営建設工事に係る指名停止措置基準に基づき、指名停止の措置を講ずることがある。
- (6) 落札予定者は、10(1)に掲げる書類のほか、5の入札参加資格の確認のために市長が行う指示に従うこと。
- (7) (略)

別紙

主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いについて (略)

- (1) (略)
- (2) 落札の決定 上記(1)に掲げた書類を審査し、6に掲げる入札参加資格を満たしている者を落札者とする。なお、いずれかの入札参加資格を満たしていない場合、落札予定者が前号に掲げる書類を提出期限内に提出しない場合又は落札予定者が入札参加資格確認のために市長が行う指示に従わない場合は、当該落札予定者のした入札を無効とし、次順位の者を落札予定者とし、同様の審査を行うこととする。

(3) (略)

12 その他

- (1) (略)
- (2) 入札参加希望者は、8(2)に掲げる書類のほか、6の入札参加資格の確認のために市長が行う指示に従うこと。
- (3) (略)
- (4) 入札参加希望者が6の入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、入札参加資格を認めないことがある。
- (5) 2に記載した予定価格を超える金額による入札により失格となった場合、11(2)により、落札予定者の入札を無効にした場合、又は入札において、重大な瑕疵があった場合には、市営建設工事に係る指名停止措置基準に基づき、指名停止の措置を講ずることがある。
- (6) 落札予定者は、11(1)に掲げる書類のほか、6の入札参加資格の確認のために市長が行う指示に従うこと。
- (7) (略)

別紙

主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いについて (略)

様式第9号 制限付一般競争入札心得（電子入札）

1 （略）

2 入札等

(1)～(4) （略）

(5) 電子入札システムの初回入札期間は、「公告または通知で指定する日の午前8時30分から午後4時00分まで」を原則とする。なお、再度入札（2回まで）を行う場合は、初回開札日と同日の実施予定であり、再度入札1回目の開札は午後2時以降、再度入札2回目はその後に行う予定であること。（再度入札案件数により入札期間及び開札時刻は前後する可能性がある。）

3 （略）

4 入札の失格

次の各号のいずれかに該当する入札をした者は失格とし、
 当該事項に係る再度入札に参加することができない。

(1) （略）

(2) 第1回の入札において、入札書若しくは工事費内訳書のみを提出した入札又は工事費内訳書に内訳の記載がない入札

5、6 （略）

7 公正な入札の確保

(1)、(2) （略）

(3) 入札執行回数は3回を限度とするものとし、この限度内において落札予定者がいないときは入札を取り止める。

様式第9号 制限付一般競争入札心得（電子入札）

1 （略）

2 入札等

(1)～(4) （略）

(5) 電子入札システムの初回入札期間は、「公告または通知で指定する日の午前8時30分から午後4時00分まで」を原則とする。なお、再度入札（2回まで）を行う場合は、初回開札日と同日の実施予定であり、再度入札1回目の開札は午後2時以降、再度入札2回目はその後に行う予定であること。（再度入札案件数により入札期間及び開札時刻は前後する可能性がある。）予定価格の事前公表をしている場合は、再度入札は実施しない。

3 （略）

4 入札の失格

次の各号のいずれかに該当する入札をした者は失格とする。この場合第1号又は第3号に該当する者は、当該入札に係る再度入札に参加することができない。

(1) （略）

(2) 予定価格の事前公表をしている入札において、予定価格を超過した入札

(3) 第1回の入札において、入札書若しくは工事費内訳書のみを提出した入札又は工事費内訳書に内訳の記載がない入札

5、6 （略）

7 公正な入札の確保

(1)、(2) （略）

(3) 入札執行回数は3回（予定価格の事前公表をしている入札は1回）を限度とするものとし、この限度内において落札予定者がいないときは入札を取り止める。